

## 保育所等の入所にかかる利用調整基準の改正について

### 1. 背景・目的

本市においては、保育所等への入所申し込みが定員を上回るなどの場合に、「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」に定める「保育所等利用調整基準」に基づき利用調整を行っているところであり、「調整点数表」において、優先利用の点数を調整している。

この度、以下について見直しを行い、改正する。

このうち、「就労状況」に係る「調整点数表」に関しては、現在、雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合、就労実態に応じて減点する仕組みとなっている。

しかしながら、昨今は在宅勤務をはじめ就労環境が多様化していることを踏まえ、調整点数中の「雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合（給与等で就労実態が確認できる場合を除く）」の項目を削除し、全保護者を同一に扱うよう見直しを行った。

### 2. 改正の概要

#### (1) 改正項目

雇用主が親族の場合の項目削除

就労実態が確認できない場合の項目追加

#### ・調整点数表

##### 【改正前】

	内 容	点 数
就労状況	雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合 (給与等で就労実態が確認できる場合を除く)	△10点

##### 【改正後】

当該項目を削除

##### 【改正前】

	点数	保育できない理由・状況
①就労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている
	90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている
	80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている
	70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている
	60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている

##### 【改正後】

	点数	保育できない理由・状況
①就労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている
	90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている
	80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている
	70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている
	60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている 契約時間等は上記70点以上の項目に該当するが、就労実態が確認できない場合

(2) 適用日

令和6年4月1日入所分より適用

3. 市民意見公募の結果

(1) 実施期間：令和5年6月19日（月）から令和5年7月18日（火）

(2) 実施結果（寄せられた意見）：0件